

経済的出力制御（代理制御）の精算誤りおよび出力制御の未実施について

2024年9月30日
北陸電力送配電株式会社

北陸エリアにおける再生可能エネルギー（以下、「再エネ」）発電設備の導入拡大に伴い、当社は、2023年4月より再エネの出力制御を行っております。

この度、再エネの出力制御に係る業務処理において、当社システムの登録情報に不備があったことから、「経済的出力制御（代理制御）の精算誤り」および「出力制御の未実施」が判明しました。

ご迷惑をおかけした発電事業者の皆さまには深くお詫び申し上げます。

（1）経済的出力制御（代理制御）の精算誤り

当社は、再生可能エネルギー固定価格買取制度に基づき、発電事業者が北陸エリアで発電した再エネ電気の買取を行っております。

買取料金の計算には、発電事業者の出力制御区分（オンライン・オフライン）に応じた「経済的出力制御に伴う代理制御調整金（以下、調整金）」を用いますが、当社システムにおいて、一部の発電事業者の出力制御区分を誤ったため、出力制御を実施した期間（2023年4～6月、2024年4～5月分）の調整金に変更が生じ、料金精算が必要となりました。当該の発電事業者の皆さまには、当社から個別にご案内のうえ、速やかに精算させていただきます。

<対象事業者数と精算額>

買取区分	対象事業者数※	精算額（概算）
一般送配電事業者 （北陸電力送配電株）	1,400 事業者 <内訳> 支払い： 56 事業者 請求：1,344 事業者	▲2,282 千円 <内訳> 支払い：▲4,253 千円 請求： 1,971 千円

※複数の発電所を所有する事業者は複数カウント

また、これにより小売事業者（北陸電力株）が買取を行っている発電事業者の買取料金にも影響が生じ、料金精算が必要になります。

ご迷惑をおかけした発電事業者の皆さまには深くお詫び申し上げます。

（2）出力制御の未実施

当社システムにおいて、発電事業者情報の登録誤りがあったため、一部の発電事業者に対して、出力制御の指令が行われませんでした。

その結果、一部の発電事業者の出力制御日数が本来出力制御すべき日数に対して過少であることが判明しております。

今後、資源エネルギー庁の定める「出力制御の公平性の確保に係る指針」等に基づき、電力広域的運営推進機関へ出力制御の公平性の検証に必要となるデータ等を再提出いたします。

当社では、これらの事案の判明後、速やかに必要な対策を講じておりますが、今後も適正な業務処理を徹底し、このような事象を発生させないよう再発防止に努めてまいります。

以 上

<参考> 発電事業者の出力制御区分と調整金の計算方法

- a. オンライン事業者（出力制御機器を設置し出力制御指令をオンラインで受信し制御）
 - ・ 代理制御した時間帯に（本来）発電したであろう「みなし発電量」に買取価格を乗じた金額をお支払い

- b. オフライン事業者（出力制御機器を設置していない事業者）
 - ・ 本来出力制御されるはずであった発電相当分に該当する「みなし電力量」に買取価格を乗じた金額を差し引き（＝請求）